

令和3年度飼料の業務報告（令和3年4月から令和4年3月）

1 飼料業務の概要

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、県内に流通する飼料の品質改善と安全性確保を推進するため立入検査を行い、届出や表示事項等の法令に基づく業務の実施、収去した飼料の分析、各種のガイドライン遵守状況等を確認した。

また、県内の飼料等販売者からの届出についての指導等を行った。

2 飼料等販売業者からの届出（対象は本社が県内に所在する事業者）

飼料販売業者からは13件、飼料添加物販売業者からは9件の届出があった(表1)。

表1 届出件数

区分	届出の種類	件数
飼料販売業者	新規届	1件
	変更届	12件
	計	13件
飼料添加物販売業者	変更届	9件
	計	9件
合計		22件

3 飼料の立入検査

(1) 立入検査の結果

県内の飼料等製造事業場や飼料の販売事業場・保管施設等について、13件の立入検査を実施した。使用原料や保管状況等による流通飼料の安全性確認や表示事項、届出内容、帳簿の備付け等法令に基づく業務実施の確認を行った(表2)。

また、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン（以下、「BSEガイドライン」という。）」の遵守状況の確認を行った。確認事項はBSEガイドラインに基づく管理規則・記録簿の備付け、混入防止責任者設置、記録簿の記録、牛用飼料の区分保管や表示等。

指導内容及び件数は下記のとおり。

ア 飼料製造業者：1件

飼料の表示の不備

イ 飼料販売業者：6件

・届出の不備及びBSEガイドラインに基づく規則等備付の不備：1件

・BSEガイドラインに基づく規則等備付の不備等：5件

なお、平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知に基づく、平成17年度からの飼料等製造事業場及び飼料保管施設への検査実施率は以下のとおり。

・配混合飼料の製造事業場：94.1%（16/17）

・単体飼料及び飼料添加物の製造事業：95.0%（38/40）

・飼料及び飼料添加物の保管施設：95.6%（217/227）

表2 検査結果

区分	立入検査箇所数 (a)	指摘事項		指摘事項内容 (件数)										指摘事項1箇所当たり指摘件数 (c/b)				
		箇所数 (b)	割合 (%) (b/a)	法第2章関係						規格適合飼料	法第8条表示	製造業者届	その他		計 (c)			
				成分規格	製造の基準	保存の基準	使用の基準	表示の基準	特定飼料等							製造管理者		
承認配合飼料工場																		
その他の配混合飼料工場	2	1	50					1								1	1	
単体飼料工場																		
飼料製造業者 (上記以外)	1																	
飼料添加物工場																		
飼料添加物製造業者 (上記以外)																		
飼料輸入業者																		
飼料添加物輸入業者																		
飼料販売業者	10	6	60												6	6	1	
飼料添加物販売業者																		
使用者 (畜産農家)																		
使用者 (養殖漁家)																		
運送業者																		
運送取扱業者																		
倉庫業者 (サイロ)																		
倉庫業者 (サイロ以外)																		
計	13	7	54					1							6	7		

注1：飼料製造業者 (上記以外) は本県での中継基地を示す。

(2) 収去検査

立入検査において、配合飼料2件、単体飼料1件、合計3件を収去し飼料の安全性及び栄養性を検査した。いずれも異常は認められなかった(表3、表4)。

(3) 重量検査

配合飼料1件、単体飼料1件で実施した。異常は認められなかった。

表3 収去品の安全性に関する検査結果

区分	件収 数去	検査項目		正常なもの		正常でないもの	
		カドミウム (件数)	鉛 (件数)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
配合飼料	2	2	2	2	100		
単体飼料	1	1	1	1	100		
計	3	3	3	3	100		

表4 収去品の栄養性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目						正常なもの		正常でないもの	
		粗たん 白質 (件数)	粗脂 肪 (件数)	カル シウム (件数)	りん (件数)	粗 繊維 (件数)	粗 灰分 (件数)	件 数	割 合 (%)	件 数	割 合 (%)
配合飼料	2	2	2	2	2	2	2	2	100		
計	2	2	2	2	2	2	2	2	100		

4 飼料の違反内容と処置及び指導事項

(1) 違反内容と処置(行政指導)

該当なし。

(2) その他の指導事項

該当なし。